

(経済産業委員会)

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七八号)(衆議院送

付)要旨

本法律案は、我が国の最近のエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、省エネルギー対策を一層強化するため、工場等に対し熱と電気の一体的な省エネルギー対策を義務付けるとともに、輸送事業者等に省エネルギーの取組を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、工場等に対する規制区分の一本化等

1 工場等における省エネルギー規制について熱と電気の区分を廃止し、熱と電気を合算して一定規模以上のエネルギーを使用する者に対し省エネルギー対策を義務付ける。

2 工場等はエネルギー使用量等について、登録調査機関の確認調査を受けることができる。確認調査を受けた工場等は、省エネルギーについて主務大臣への定期報告等を行う必要はなく、国は登録調査機関から調査結果の報告を受けることとする。

二、運輸分野における省エネルギー対策の導入

一定規模以上の輸送事業者及び荷主に対し、省エネルギー計画の策定及びエネルギー使用量の報告を義務付けるとともに、省エネルギーの取組が著しく不十分な場合には主務大臣が勧告及び命令を行う等の措置を定める。

三、住宅及び建築物分野の省エネルギー対策の強化

一定規模以上のオフィスビル等の非住宅建築物については、現行の新築等の場合に加え大規模修繕等を行う場合において省エネルギー措置の届出を義務付けるとともに、一定規模以上の集合住宅の新築及び増改築等の場合についても省エネルギー措置の届出を義務付ける。

四、一般消費者への情報の提供

電力会社等のエネルギー供給事業者及び家電機器の小売販売業者は、消費者への省エネルギー情報の提供に努めなければならないこととする。

五、施行期日

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。